

第1回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議
専門部会（手話言語条例（案）の検討）

次 第

日時：令和7年5月23日（金）
14:00～15:00
場所：広島県立総合体育館 中会議室

1 開 会

2 手話言語条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿（※）

- ・ 資料1 広島県情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・ 資料2 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料3 広島県手話言語条例（仮称）の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・ 資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料5 各市町の状況について

（※）以降、第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年5月23日（金）
15:00～16:00
場所：広島県立総合体育館 中会議室

1 開 会

2 情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 その他

4 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 広島県情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・ 資料2 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料3 広島県手話言語条例（仮称）の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について
- ・ 資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料5 各市町の状況について

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の

第2回検討会議及び第1回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名（職）	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則（理事長）	○
2	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美（会長）	
3	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター（代理）	金岡 峰夫（常務理事兼事務局長）	
4	広島自閉症協会	金丸 博一（理事）	
5	広島県身体障害者団体連合会	川中 克幸（会長）	○
6	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之（会長）	○
7	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭（理事長）	○
8	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎（理事長）	○
9	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰（会長）	
10	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純（准教授）	○
11	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉（理事）	
12	呉市福祉保健部障害福祉課	森島 秀隆（課長）	○
13	広島県手話通訳問題研究会	宥免 千英子（理事長）	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課（代理）	大野 寿久（指導係長）	○
15	広島県立広島中央特別支援学校	大元 みどり（校長）	
16	広島県立広島南特別支援学校	秋山 努（校長）	○
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀（地域共生社会推進担当部長）	○
事務局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦（自立支援担当監）	
		秦 俊治（グループリーダー）	
		吉岡 芙未（主任）	

広島県情報コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
（条例名） 広島県情報コミュニケーション条例	<長谷川会長> ○ 「情報コミュニケーション条例」ですと対象が明確でないので、「障害者」を示す語が入る必要があると思います。 ○ 本文中にはすでに「障害者」という語が入っていますが、他自治体の条例では「障がい者」「障害のある人」などとしている例があり、広島県としてどの語・表記を選択したかの理由について、説明できるようにしておく必要があると思います。 ○ 「情報コミュニケーション」というものがあるわけではなく、「情報の取得・利用とコミュニケーション（意思疎通）」という2つのものを示しているので、少なくとも「情報・コミュニケーション」と分ける必要があると思います。 ○ 伊達委員からご意見があったように、「情報」の部分は、より明確に「情報アクセシビリティ」という表現を使うかの検討があつてよいと思います。	同左	御意見を踏まえて、現時点の仮称を「広島県<u>障害者</u>情報<u>アクセシビリティ</u>・コミュニケーション条例」としたい。
	<広島県難聴者・中途失聴者支援協会> 名称は「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」にお願いしたい。	聴覚障害者は、「情報弱者」「コミュニケーション障害者」とも言われ、日常生活はもちろん災害時、緊急時においても必要な情報を得ることの困難さがあります。「情報コミュニケーション」という名称は分かりづらい。①情報の十分な取得ができるようにする②円滑なコミュニケーションができること、この2つを分かりやすく示す意味で名称は「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」にお願いしたい。	
（前文） すべての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できることは、必要不可欠である。 このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害者にとっての多様な意思疎通手段や情報の取得利用方法が十分に確保できる環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。	<広島自閉症協会> （2段落目） そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できること<u>や、健やかな生活を維持していくために適切な支援を受けること</u>は、必要不可欠である。	「目的」の文章に示している「全ての県民が共生する暮らしやすい社会」とは、障害者があらゆる分野の活動に社会の一員として参加することのみならず、日々の暮らしの中で障害があることにより不利益を受けない社会でもあるため、社会参加の一面だけでなく、生活全体に目を向けておく必要があると考えられるため。 意思疎通を図り、情報を取得して意思決定する場面は、社会参加の機会を広げていくとともに、病院受診時、進学・進路の選択、トラブルに巻き込まれた時の尋問の機会、金銭のやり取り等、暮らしの中で重大な機会があり、適切な意志の決定に関する支援が必要不可欠となることも示していきたいため。	御意見を踏まえて、前文の2段目を「そのためには、（中略）、あらゆる分野の活動に参加できること<u>や、健やかな生活を維持していくために適切な支援を受けること</u>は、必要不可欠である。」としたい。
	<広島県要約筆記サークル連絡会> （2段落目） ・・・必要不可欠である。<u>また、意思疎通手段を自身の意思で選択・決定できることが重要である。</u> このような・・・	県が目指す共生社会の実現には、意思疎通手段の選択と自己決定が必要であることを県民に周知するため。	

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。			
○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項	<広島県視覚障害者団体連合会> ・ 県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体、 <u>教育機関</u> 及び事業者の役割	条例の中で、市町や教育機関の役割に言及する以上は、目的の項にも明記すべき。	御意見を踏まえて、2 ポツ目を「県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割」としたい。 なお、教育機関は市町として一体的に連携するため、記述は不要と考える。
2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者	<広島県要約筆記サークル連絡会> ①障害者基本法障害者総合支援法	昭和 45 年に制定された障害者基本法より、2013 年に制定された障害者差別解消法制定のほうで、2006 年に国連総会で採択された障害者権利条約の社会モデルの考え方を反映しているため。	現行どおり、障害者の施策に関し、基本原則を定めている「障害者基本法」としたい。
	<広島県手をつなぐ育成会> 障害者の定義を、「障害者基本法に規定する障害者」ではなく、文章で定義しては如何でしょうか。 「 <u>長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な障害を持つ者で、様々な障壁との相互作用によって、社会に完全かつ平等に参加されることを妨げられる可能性がある者</u> 」	令和 4 年の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関わる施策に関する法律と同じ表示にされていますが、障害者基本法を知らない人でも、読んで分かるような優しい条例であって欲しいと思います。また、障害者権利条約の定義の方が良いように思います。	
○ 意思疎通手段 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式など、障害者とその他の者との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段	<長谷川会長> ①言語 <u>（手話を含む。）</u>	「意思疎通手段」が列挙されている中に「手話」がありません。言語の 1 つであることを明確にするためにも、左記の表記が適当だと思います。	御意見を踏まえて、「言語」を「 <u>言語（手話を含む。）</u> 」としたい。
	<広島県ろうあ連盟> ○ 意思疎通手段 <u>音声言語及び手話</u> 言語	障害者権利条約第 2 条には「言語とは、音声言語及び手話」とあります。言語から「手話」が抜けています。	
	<広島県手話通訳問題研究会> 意思疎通手段の中に、「 <u>手話</u> 」がない	「言語」としてくくってあるのかもしれないが、わかりにくい。 ろう者に対しても「(音声) 言語」と「筆記」を使えばよいと誤解されやすい。	
	<広島盲ろう者友の会> 盲ろう者に関する、 <u>盲ろうや触手話</u> など、専門用語や実態も盛り込んでほしい。	世の中では、耳で聞き、口から発生する音声言語、すなわち、聴覚的コミュニケーションが主流になっている。 聴覚に障害があると、目で手話表現を見て、手話で発信する手話言語、文字を見る、すなわち、視覚的コミュニケーションをとるのが一般である。 また、人間 5 感でコミュニケーションを図るには聴覚と視覚の二つで行うのがほとんどである。 さて、相手からの音声言語が聞き取れない、さらに、手話言語や文字も読み取れない。聴覚的、視覚的コミュニケーションが難しい。 つまり、聴覚と視覚の両方に障害がある	御意見を踏まえて、「触覚を使った意思疎通」を「触覚を使った <u>触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通</u> 」とする方向で調整したい。

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
		盲ろう者の場合は、どのようにコミュニケーションをとればよいだろうか？ 見え方聞こえ方の程度、盲ろうになるまでの経緯や環境などによるものであるが、触手話、手書き、指点字などの触感的コミュニケーション手段がある。 また、視覚的には、弱視手話や拡大文字、聴覚的には、補聴器のそばへの拡大音声などさまざまな手段がある。 また、同じコミュニケーション手段のできる通訳介助員からの支援も不可欠になる。検討委員会に集まっている、てをつなぐ会や難病の会、学校にも共通する問題だと考える。 つまり、盲ろう者は、単に目と耳だけではなく、知的障害、精神障害、他の障害を重複するケースもすくなくはない。 これは、本人の能力にあわせた手段、例えば、サインを工夫したりしている。 これらが反映されるよう情報コミュニケーション条例にも盲ろう者に関する専門用語や実態も盛り込んでほしい。	
	<広島県要約筆記サークル連絡会> ○ 意思疎通手段 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、<u>要約</u>筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式など、障害者とその他の者との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段	要約筆記は、養成と派遣が長年行われており、専門性のある通訳技術として、県、市でも養成や派遣が実施され、認められています。単なる筆談ではありません。筆記だけでは、「誰でも書けるから書いてあげてね」といった意味にもとられかねません。	筆記は、“言語を文字で書いたもの”を想定している。 筆談も文字を使った意思疎通手段であることから、御意見のあった要約筆記に筆談を加え、 <u>「筆談・要約</u>筆記」とする方向で調整したい。
	<広島県視覚障害者団体連合会> ○ 意思疎通手段 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、<u>代筆、代読</u>、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式など、障害者とその他の者との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段	視覚障害者にとって重要な、代筆、代読サービスについて明記していただきたい。	御意見を踏まえて、 <u>「代筆・代読、」</u>を追加する方向で調整したい。 朗読について要整理
	<広島自閉症協会> ○ 意思疎通手段 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声<u>出力装置、視線入力装置</u>、平易な言葉、朗読、<u>イラストや写真・図・ピクトグラムを使った視覚支援、ジェスチャー</u>、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、<u>一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、</u>	知的障害、発達障害、精神障害を想定した意思疎通手段を示すため また、意思疎通手段について、具体的にイメージできるようにしていくため。	御意見を踏まえて、 「音声<u>出力装置、視線入力装置</u>、平易な言葉、朗読、<u>イラストや写真・図・ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー</u>、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、<u>一つずつ順序立てた説明や曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及び</u> <u>チェックリスト等の様式など、</u>」とする方向で調整したい。
	<広島県手をつなぐ育成会> 意思疎通手段の中の、「文字の表示」とありますが、「<u>文字や絵や図、写真等の表示</u>」をお願いします。	知的障害児者は、言語で分からない方もおられるので。	
	<長谷川会長> ○ 障害者<u>が</u><u>とその他の者との</u>意思疎通を図る	元の表現だと障害者同士の意思疎通が想定されていないため。	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 「障害者<u>が</u>意思疎通を図るための…」

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者			
3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めるために、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われなければならない。	＜広島県視覚障害者団体連合会＞ ○ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めるために、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われなければならないよう推進する。	「～促進に係る施策は、」を受ける言葉がない。例として2つ目の○と揃えるなど、文章を見直すべき。	御意見を踏まえて、 ○ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深める <u>ことを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> ・ <u>全ての障害者が、</u> 障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われ <u>るよう推進する。</u>
○ 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用できるよう、推進する。			・ 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。
○ 必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進する。			・ 必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進する。
4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 ・ 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。			
・ 国、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他関係者の意見を聴き、連携を図る。	＜広島自閉症協会＞ ・ 国、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他関係者の意見を聴き、連携を <u>図る。</u> <u>図るとともに、本条例の内容の見直しを定期的に行う。</u>	条例は作っただけで終わらないよう、条例の存在を社会に広く伝えるとともに、定期的に内容を見直していくことが必要なため	御意見を踏まえて、2ポツ目を削除し、「10 推進体制」として新たに項目立てしたい。
	＜広島県要約筆記サークル連絡会＞ ○ <u>支援者、支援団体と支援内容の向上に向けて、年2回以上の会合を行い、改善内容を具体化する。</u>	施策の実施を担保するため。この条例をより実効的な条例にするため。	
	＜広島県要約筆記サークル連絡会＞ ・ 関係者の意見を聴き、連携を <u>図る。</u> <u>り、改善を行う。</u>	共生社会の実現に向けて、不十分な点を改善する必要があるため。	
（項目の追加）	＜広島県要約筆記サークル連絡会＞ <u>① 支援の条件を県下で統一させて、地域で支援者の利益が損なわれない条件整備をする。</u> <u>② 支援者の資格、処遇について県下の市町の現状を調査し、問題点の改善を行う。</u>	県内の地域差を解消するため、県が実施すべき施策を具体的に記述するべきではありませんか。	県下全ての障害者に対する施策の推進は基本理念に掲げているため、記述は不要と考える。
（項目の追加）	＜広島県視覚障害者団体連合会＞ ・ <u>県立視覚障害者情報センターや県聴覚障害者情報センターなど、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に資する施設の充実強化に努める。</u>	まさにそのための県立施設や県の委託機関等があるからには、県の責務の中に記載すべき。	「施設の充実強化」も障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策に含まれるものであり、全体バランスの点からも記述は不要と考える。

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
5 市町の役割 ○ 市町は、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策を実施する。 （項目の追加）	＜広島県視覚障害者団体連合会＞ <u>市町は、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用に不可欠な補装具や日常生活用具の給付を担っており、品目の拡充や補助単価の見直しなど当事者の要望、ニーズに的確に対応する。</u>	拡大読書器など視覚障害者の情報取得利用に不可欠な日常生活用具の給付に市町が果たしている役割を記載すべき	市町が行う「補装具や日常生活用具の給付」や「周知啓発活動」も障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策に含まれるものであり、全体バランスの点からも記述は不要と考える。
（項目の追加）	＜広島自閉症協会＞ 【市町の役割の追加】 <u>条例の趣旨に基づき、周知・啓発活動やガイドラインの作成（情報保障支援の向上、支援者・職員向けの研修実施、協議会で障害者の声を聴く機能強化、機器の導入等の計画）に努める。</u>	全般に県の役割を示した条例ですが、実施主体である市町を役割を明らかにし、その後方支援をしていく県との役割分担を示していく必要はあると考えたため	
6 県民の役割 ○ 県民は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進の必要性についての理解 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用のための必要な配慮	＜長谷川会長＞ ○ 前文で「全ての県民が障害の有無にかかわらず」としているにもかかわらず、6でいう「県民」は「障害者」以外の県民が想定されているように読めます。 ○ 「障害者の役割」とすることで、障害者が障害があることによって、1人の県民としての役割に加えて障害者の役割が負わされるような表現になっているように感じられます。障害者「個人」に県が条例で役割を負わせるような内容になるのは適切でないと思います。 ○ 以上のことから、この部分は「障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の理念の実現に努める」といった内容にできるとよいと思います。	同左	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 （県民の役割） <u>○ 障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。</u>
7 障害者の役割 ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努める。	＜長谷川会長＞ 6に記載		「障害者の役割」は、事務局としては、広島県版条例の特徴として定めたいと考えるが、対応については、検討会議でお諮りしたい。
	＜広島県視覚障害者団体連合会＞ ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力すると共に、 <u>当事者としての要望や意見を積極的に表明</u> するよう努める。	障害者や関係団体に施策への協力ばかり求めるというのはいかがなものか。	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 ○ 障害者及び関係団体は、（中略）県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、 <u>当事者としての要望や意見を積極的に表明</u> するよう努める。
	＜広島自閉症協会＞ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努める。 <u>特に日常生活に関わる場面で、意思伝達の行き違いや困惑してきたことを市町の基幹相談支援センター等に提供するよう努める。</u>	障害当事者の意見を取り入れていかないと実効性のない条例となることを示すため	
（項目の追加）	＜広島県要約筆記サークル連絡会＞ <u>障害者団体は改善点を県に提言し、その改善の経過と、結果を把握し、関係団体等に通知する。</u>	施策の実施を担保するため。県の施策に協力だけでなく、自ら改善の推進が必要ではないですか。	御意見については、新たに項目立てする「10 推進体制」の運用において整理したい。
8 意思疎通支援者及び関係団体の役割 ○ 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援			

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
9 事業者の役割 ○ 事業者は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用 ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に係る施策に協力	＜広島自閉症協会＞ 事業者（ <u>病院、学校、企業、交通機関、治安・司法関係機関等</u> ）の役割	特に意識を高めて必要な支援策を講じなければならない病院、学校、企業、交通機関を明確に示すため。病院受診の際、痛みなどを本人に口頭で尋ねて、尋ねた言葉をそのままねて答える（大丈夫？⇒大丈夫など）事例は多く、尋問等の場面でも、本意ではない答え方をしてしまうことがあることなど、重大な事案に係る場面があることを意識した条例であってほしい。	事業者の業種の特定は、例示された業種とされなかった業種間で温度差が生じることがないように、事務局としては避けたいと考えるが、対応については、検討会議でお諮りしたい。
	＜広島県視覚障害者団体連合会＞ ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用 <u>への合理的配慮</u>	追記すべき	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 ・ 障害者の円滑な意思疎通 <u>及び情報の取得利用への合理的配慮</u>
10 関係者相互の連携及び協力 ○ 県、市町、障害者及び関係団体、意思疎通支援者及び関係団体、事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	＜事務局案＞ <u>（推進体制）</u> <u>○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。</u>	委員から意見のあった条例制定後の意見聴取の方法を「推進体制」として定めるとともに、類似していた「県の責務」の2ポツ目と併せて一体的に整理するため。	事務局案のとおり、2つを統合し、新たに「推進体制」として整理したい。
11 意見の聴取 ○ 県は、施策の推進に当たっては、関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。			
12 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）に障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項を定める。	＜広島自閉症協会＞ 県は、 <u>「11 意見の聴取」をもとに、</u> 障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）に障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項と <u>具体的かつ実効性のある目標</u> を定める。	本条例と障害者プランは連動していくべきであり、条例の内容の実施プランは障害者プランを立てていく都度検討していくことを示すため。	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 ○ 県は、 <u>前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、</u> 障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）に障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項 <u>と具体的かつ実効性のある目標</u> を定める。
13 意思疎通手段等の普及・人材育成 ○ 県は、意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずる。			
14 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ 県は、県民の関心と理解を深めるよう、障害の有無に関わらず、障害の特性に応じた意思疎通手段及び情報の取得利用方法に関する啓発及びこれらを学ぶ機会の確保に努める。	＜事務局案＞ <u>○ 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に努める。</u>	読みやすいよう修正	次のとおりとしたい。 ○ 県は、 <u>あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。</u>
	＜広島県難聴者・中途失聴者支援協会＞ 努める。⇒ 行う。する。等の表記にしてほしい。	努力するのだろうが、力強い意志表現にしていきたい。	
15 県政の情報の発信等 ○ 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するよう努める。	＜広島県難聴者・中途失聴者支援協会＞ 努める。⇒ 行う。する。等の表記にしてほしい。	努力するのだろうが、力強い意志表現にしていきたい。	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 ○ 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信する。

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
16 災害時等の情報発信等 ○ 県は、障害者等が災害その他非常の事態において、円滑な意思疎通や情報の取得利用が可能となるよう、必要な措置を講ずるよう努める。	<広島自閉症協会> 県は、障害者等が災害その他非常の事態において、 <u>過去の大規模災害時に障害者が体験した事態も参考にし</u> 、円滑な意思疎通や情報の取得利用が可能となるよう、必要な措置を講ずるよう努める。	西日本豪雨等で障害者に起きた様々な事態を振り返りながら、必要な措置を講じていくことが大切と考えたため	御意見を踏まえて、次のとおりとしたい。 ○ 県は、災害その他非常の事態において、 <u>障害者等が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた</u> 必要な措置を講ずる。
<項目の追加> 情報通信機器等の利用方法の習得等	<事務局案> <u>（情報通信機器等の利用方法の習得等）</u> ○ 県は、 <u>障害者等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。</u>	障害者情報アクセシビリティに関する項目を補強するため。	事務局案のとおり、新たに「情報通信機器等の利用方法の習得等」を項目立てしたい。
17 市町への支援 ○ 県は、市町が施策を実施する場合には、必要と認める協力を行う。	<事務局案> <u>（県と市町の連携）</u> ○ 県は、 <u>市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。</u>	市町との連携や、市町が実施する施策を「条例の趣旨に合致した施策」に補強するため。	事務局案のとおり、修正したい。 なお、「条例の趣旨に合致した施策」としたことで、意思疎通支援事業の人材育成に限定した追記は不要と考える。
	<広島県要約筆記サークル連絡会> 県は、市町が施策 <u>（意思疎通手段等の普及・人材育成を含む）</u> を実施する場合には、必要と認める協力を行う。	要約筆記に関して、意思疎通支援事業は「人材育成は県」「派遣は市町」と分かれているため、各市町では、人材育成に関しては実施できないと思っているところが多く見られることから、この条例を機会に、人材育成（奉仕員養成等）も市町で積極的に行えるように明記して欲しい。	
18 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、学校の設置者に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。	<広島自閉症協会> 県は、 <u>日常的に子どもが必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町教育委員会、障害者及び関係団体、意思疎通支援者及び関係団体、事業者その他の有識者と連携を図りながら、学校の設置者に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。</u>	情報コミュニケーションとして工夫と手立てを必要とする子どもは、特別支援学級への転級を求めている現状があります。障害の特性を知り、必要な手立てを知ることにより、通常学級で学び続けられる子どもは数多くいます。教員の負担を増やさずに、子どもたちに必要な支援を検討していくべきですし、知っていれば対応可能な手立てはたくさんあります。通常学級の授業運営が変わらなければ、支援級在籍の子どもの人数と不登校の子供は増え続けていくことでしょう。条例では、もう少し踏み込んだ表現が必要と考えています。	御意見及び手話言語条例との整合性を踏まえて、次のとおりとしたい。 ○ 県は、 <u>日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言、必要な人材の確保</u> その他必要な支援を行う。
	<広島県要約筆記サークル連絡会> <u>学校教育・介護等</u> の分野 ○ 県は、学校の設置者に・・・ ○ 県は、 <u>新生児から学齢期に達するまでの障害者、及び要介護者の意思疎通を促進する施策を行う。</u>	前文冒頭の、全ての県民が…を担保する条例にするため、環境整備の範囲を限定しない方がよいと思います。（生まれてから死ぬまで）	環境整備については、人生のライフステージとして重要な役割を占める「学校」と「職場」のみに触れているが、条例の効果が及ぶ範囲は一生涯を想定している。 介護等の記載は事務局として特に不要と考えるが、対応については、検討会議でお諮りしたい。
19 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。			

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
20 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。	<広島県難聴者・中途失聴者支援協会> 努める。⇒ 行う。する。等の表記にしてほしい。	努力するのだろうが、力強い意志表現に していただきたい。	県その他条例との整合性や他県条例との バランスも踏まえて、現行どおりとし たい。
	<広島県要約筆記サークル連絡会> 県は、必要な財政上 <u>必要な支援を行う</u> の措置を講ずるよ う努める。	市町が実施するためには、県としての財 政上の措置が大きなカギを握っています。 なので、市町が財政上の理由で消極的な姿 勢にならないようにしてください。	御意見は市町に対する支援であり、「17 県と市町の連携」で整理したい。
その他	<長谷川会長> 条例の中で具体的な施策・実施方法を述べないのであ れば、西河内委員・金岡委員からご意見のあった図書館 等での取り組み、金丸委員からご意見のあった各市町の 自立支援協議会でこれまで検討されてきたことの反映、 迫田委員からご意見のあった条例制定後の意見聴取の方 法（検討委員会等）、原田委員からご意見のあった財政 上の措置を伴う施策の内容等について、どの段階で、ど のように検討されるのかの説明が必要と思います。		《図書館等の取組》 条例の基本理念を実現するための事 業展開の中で実施していきたい。 《各市町自立支援協議会》 市町へ確認した結果については別紙 5のとおり。今後の意見反映は「推進 体制」による会議体を想定している。 《条例制定後》 意見聴取の記述を一部修正し、「推進 体制」として整理した。 広島県自立支援協議会に「意思疎通 支援部会（仮称）」の設置を検討した い。 《財政上の措置》 既存事業の再構築や補正対応等で整 理したいが、施策の検討については、 素案が取りまとまった段階（7月）を 想定している。
	<長谷川会長> 条例素案の文章の中に「すべて／全て」「かかわらず ／関わらず」など、表記不統一の部分があります。		次のとおりとしたい。 ・すべて／全て ⇒ 全て ・かかわらず／関わらず ⇒ かかわら ず

広島県情報コミュニケーション条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

修 正 後	修 正 前
広島県<u>障害者</u>情報<u>アクセシビリティ・</u>コミュニケーション条例（仮称） （前文） 全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できること<u>や、健やかな生活を維持していくために適切な支援を受けることは、必要不可欠である。</u> <u>また、意思疎通手段を自身の意思で選択・決定できることが重要である。</u> このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害者の<u>特性に応じた</u>多様な意思疎通手段及び情報の取得利用方法が十分に確保された環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。	広島県情報コミュニケーション条例（仮称） （前文） すべての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できることは、必要不可欠である。 このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害者にとっての多様な意思疎通手段や情報の取得利用方法が十分に確保できる環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

修 正 後	修 正 前
○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や<u>市町</u>、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項 2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者 ○ 意思疎通手段 <u>言語（手話を含む）、文字の表示、点字、触覚を使った触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談・要約筆記、代筆・代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラストや写真・図・ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段</u> ○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者<u>における</u>意思疎通の支援を行う者 3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通<u>及び</u>情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深める<u>ことを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> ・ <u>全ての障害者が</u>、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円	○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項 2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者 ○ 意思疎通手段 言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式など、障害者とその他の者との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段 ○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者 3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めるために、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われなければならない。

修 正 後	修 正 前
滑に意思疎通が行われ<u>るよう推進する。</u> ・ 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。 ・ 必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進する。 4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 ・ 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。 <u>(「10 推進体制」に集約)</u> 5 市町の役割 ○ 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策を実施する。 6 県民の役割 ○ <u>障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。</u> 7 障害者の役割 ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力する<u>とともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明</u>よう努め	○ 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用できるよう、推進する。 ○ 必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進する。 4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 ・ 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。 ・ 国、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他関係者の意見を聴き、連携を図る。 5 市町の役割 ○ 市町は、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策を実施する。 6 県民の役割 ○ 県民は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進の必要性についての理解 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用のための必要な配慮 7 障害者の役割 ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努める。

修 正 後	修 正 前
る。 8 意思疎通支援者及び関係団体の役割 ○ 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援 9 事業者の役割 ○ 事業者は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用<u>への合理的配慮</u> ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に係る施策に協力 (「10 推進体制」に集約) (「10 推進体制」に集約) <u>10 推進体制</u> ○ <u>県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、</u>	8 意思疎通支援者及び関係団体の役割 ○ 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援 9 事業者の役割 ○ 事業者は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用 ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に係る施策に協力 10 関係者相互の連携及び協力 ○ 県、市町、障害者及び関係団体、意思疎通支援者及び関係団体、事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 11 意見の聴取 ○ 県は、施策の推進に当たっては、関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 (項目の追加)

修 正 後	修 正 前
<u>県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。</u> <u>11</u> 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、<u>前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ</u>、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項<u>と具体的かつ実効性のある目標</u>を定める。 <u>12</u> 意思疎通手段等の普及・人材育成 ○ 県は、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずる。 <u>13</u> 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ <u>県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。</u> <u>14</u> 県政の情報の発信等 ○ 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信する。 <u>15</u> 災害時等の情報発信等 ○ 県は、災害その他非常の事態において、<u>障害者等が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた</u>必要な措置を講ずる。	12 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）に障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項を定める。 13 意思疎通手段等の普及・人材育成 ○ 県は、意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずる。 14 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ 県は、県民の関心と理解を深めるよう、障害の有無に関わらず、障害の特性に応じた意思疎通手段及び情報の取得利用方法に関する啓発及びこれらを学ぶ機会の確保に努める。 15 県政の情報の発信等 ○ 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するよう努める。 16 災害時等の情報発信等 ○ 県は、障害者等が災害その他非常の事態において、円滑な意思疎通や情報の取得利用が可能となるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

修 正 後	修 正 前
16 <u>情報通信機器等の利用方法の習得等</u> ○ <u>県は、障害者等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。</u> 17 <u>県と市町の連携</u> ○ <u>県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。</u> 18 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、<u>日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、</u>学校に対する情報の提供、技術的な助言、<u>必要な人材の確保</u>その他必要な支援を行う。 19 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業者に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。 20 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。	(項目の追加) 17 市町への支援 ○ 県は、市町が施策を実施する場合には、必要と認める協力を行う。 18 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、学校の設置者に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。 19 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。 20 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

広島県手話言語条例（仮称）の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）について

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
（条例名） 広島県手話言語条例	＜広島県ろうあ連盟＞ 条例名は、「広島県手話言語条例」とする。		御意見を踏まえて、多くの都道府県が採用している「広島県手話言語条例」としたいがどうか。
（前文） 手話は、手の形、位置、動きをもとに表情も活用する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 障害者の権利に関する条約において、言語には手話が含まれることが明記され、また、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている。 しかし、わが国では、過去、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法が用いられ、手話の使用が制約されるなど、手話が言語として認められていなかった歴史があり、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。 そのため、私たちは、手話が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。	＜広島県ろうあ連盟＞ 手話 <u>言語</u> は、手の形、位置、動き、 <u>ももとに表情もを活用するして視覚的に表現する</u> 、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。	1 行目に音声言語とあります。それに対応させて手話言語とします（以下同じ）。 「表情」は、「手の形、位置、動き」と同じく手話言語の大切な要素です。「も」とすると表情の大切さが弱くなるように思います。「手の形、位置、動き、表情」と並列した方が良いと思います。「も」とする素案の表現は、平成 18 年に全日本ろうあ連盟が出した手話言語に関する見解に見られますが、その後整理されました。現在の厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応のテキストの標記に準じる表現です。 手話は目で見ることばです。それを分かりやすく伝えるため「視覚的」を入れました。	御意見を踏まえて、次のようにしたい。 手話 <u>言語</u> は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 <u>我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。</u> 我が国 <u>も</u> ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で <u>進める訓示が文部大臣からなされて以来</u> 、手話の使用が <u>禁止</u> され、 <u>広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者に対する偏見や不当な扱いを受けた苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれており、手話言語</u> が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 <u>障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている。</u>
	＜広島県ろうあ連盟＞ 前文の 3 行目～4 行目と 5 行目～7 行目を入れ替える。	手話が禁止された歴史的背景をまず述べ、その後に手話が言語である法的根拠を書いた方が分かりやすいのではないのでしょうか。	そのため、私達は、手話 <u>言語</u> が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。
	＜広島県ろうあ連盟＞ <u>わが国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定され、わが国では</u> <u>も、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来が用いられ</u> 、手話の使用が <u>禁止制約されるなど、手話が言語として認められていなかった歴史があり、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者に対する偏見や不当な扱いを受けた苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれており、手話言語</u> が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。	素案の前文は、手話の言語的側面だけを述べているように受け取れます。手話がろう者の間で、受け継がれたことは、「2 基本理念」に書かれていますが、手話とは何かの説明とろう者が受け継ぎ、育んできた歴史的背景は、セットで前文に入れるべきだと思います。ミラノ会議で手話が否定されたという歴史的事実をきちんと記した方がよいと思います。前述をうけて「も」とします。昭和 8 年の文部大臣訓示以降、ろう学校で手話が使えなくなりました。広島県の高齢ろう者には、学校で手話を使うと「教鞭で手を叩かれた」等の体験があります。これは「禁止」ではないのでしょうか。広島県の手話言語条例なので、広島県として手話を否定してきた歴史に対しての反省の言葉を入れて欲しいと思います。	

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
	＜広島県ろうあ連盟＞ 広島県においては、大正３年に広島聾啞学校が開校した。第２次世界大戦中には、疎開で広島ろう学校から地域に戻ったろう者・児も多い。昭和２０年には広島市は被爆し、多くのろう者・児が犠牲になった。戦後、県内各市でろうあ協会が結成され手話を地域に伝えてきた。広島県においては、「手話言語」は「命を守る」言語であった。という内容を前文にいれて欲しい。		
	＜広島県ろうあ連盟＞ <u>平成１８年に国際連合総会で採択された</u> 障害者の権利に関する条約において、 <u>言語には手話が含まれる手話が言語である</u> ことが明記され、また、 <u>平成２３年に改正された</u> 障害者基本法においても、 <u>言語には手話が含まれる手話が言語である</u> ことが明記されている。	いつから手話が法的に言語として認められるようになったかを明記した方が分かりやすいと思います。障害者権利条約第２条「言語とは、音声言語及び手話」とあります。「含まれる」ではありません。	
	＜広島県手話通訳問題研究会＞ しかし、わが国では、過去、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法が用いられ、 <u>手話の使用が制約されるなど</u> 、手話が言語として認められていなかった歴史があり	広島県内のろう学校でも手話の使用が禁止されていたことを、はっきりと書いてほしい。 多くのろう者が「手話で学ぶ権利」を行使できなかったという歴史をしっかりと捉えることで、二度と繰り返さないことを明言してほしい。	
	＜広島県要約筆記サークル連絡会＞ <u>① 手話が言語として成立した時期や経緯を追加。</u> <u>② しかし、わが国では、過去、〇〇国際会議（yyyy年△△市）での議決を受けて、</u> ろう教育では・・・	①手話が言語として成立した時期や経緯を追加すべきではありませんか。 手話が言語であるという認識が深まるので。ろうあ連盟の方々の思いを一般県民に分かりやすく周知するため。 ②口話について、国内施策決定に先立ち国際会議での決議があった世界の歴史的状況も記述すべきではありませんか。 国内だけでなく世界的な環境の変化も把握し、対応していく視点が必要と思います。	
	＜広島難病団体連絡協議会＞ 手話言語条例」の前文で「手話の使用が制約される」との記述ですが、「制約」どころではない。	日本では大正時代末期以降、当時の国の教育方針で口話法のろう教育が主流になりました。特に１９３３年（昭和８年）全国聾学校校長会で鳩山一郎文部大臣が「各校は口話教育に奮励努力せよ」と訓示した	

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
	「<u>禁止</u>」されていたのが、歴史的事実です。はっきりここは歴史的事実を記載すべきです。	あと、聾学校での手話教育は禁止され、生徒同士が使うことも禁止されました。1993年に文部省専門家会議報告書で手話使用が解禁されるまで、60年にわたり学校現場で手話は禁止されていたのです。昭和9年以降多くのろう者の教師が口話教育に向かないということで聾学校から追われて退職していったと聞いています。かつて私は公民館での手話講座を受けた時に、ろう者の方から、聾学校での経験として「手話を使うと棒でたたかれた」、「手を縛るように言われた」など、様々な体験を聞かせていただきました。ろう者は、明らかに基本的人権の侵害を受けていたのです。手話を言語として求めるのは、そうした過去の日本の国家が犯した過ちを反省することを前提としているのです。 まだ、日本の聾学校で手話が禁止されていた時代ですが、広島 of 胎内被爆者の女性のドキュメンタリー映画で、聾学校において教師が手話で被爆のことや平和のことを語る場面が出てきます。実際に聾学校（撮影場所はこの女性の職場である東京教育大学附属聾学校です。当時の校長の英断で、撮影が許可されました。）で手話を使うシーンが映像として登場したのは、この時が初めてでした。その映画は「生きる～その証しのために～（ある胎内被爆女性の青春を追い、彼女の語りを織りまぜ、被爆女性のよろこびと悲しみ、人生への期待と不安を生き生きと記録した秀作。1976年のライブチヒ国際映画祭で絶賛をあげ、最高の金鳩賞に輝き国際的な反響をまき起こした。）」（広島市の映像文化ライブラリーは16ミリを所蔵しています）。1974年の公開だと思います。この女性は聾学校の先生であり、娘さんは風疹によるろう者です。そのことからこのシーンが撮られることになったようです。被爆者の苦しみと手話を奪われたろう者の苦しみ重なってくる感動的な場面でした。そのことを受け止めるなら、被爆都市「ヒロシマ」での「手話言語条例」は、ろう者が国家の手によって言葉を奪われた歴史的事実を記し、その反省の上に立っているものであることを示すことが必要であると思っています。	

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
（全体）	「手話」を「手話言語」に統一するのはいかがでしょうか？	「手話」を「手話言語」とするのは①と同じ（以下同様とする。）	言語としての手話については「手話言語」に改め、意思疎通手段としての手話については、引き続き、「手話」を使用することとしたい。
1 目的 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする障害児及び障害者（以下「手話を必要とする障害者等」という。）のほか、手話を必要とする障害者等と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	<広島県ろうあ連盟> ○ <u>ろう者及び手話言語</u> を必要とする障害児及び障害者（以下「 <u>ろう者及び手話言語</u> を必要とする障害者等」という。）のほか、 <u>ろう者及び手話言語</u> を必要とする障害者等と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	日本の手話は、明治 11 年に創立された京都盲啞院のろう者集団中から始まり、作られ、育てられてきました。「手話言語で生活する者」＝「ろう者」という認識が一般的になっています。	御意見等を踏まえて、次のようにしたい。なお、「ろう者」の部分は、「手話言語を必要とする者」に包括されるため、現行どおりとしたい。 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話 <u>言語</u> を必要とする障害児及び障害者（以下「手話 <u>言語</u> を必要とする <u>者</u> 」という。） <u>及び手話言語</u> を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を <u>促進</u> し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
	<事務局案> ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話 <u>言語</u> を必要とする障害児及び障害者（以下「手話 <u>言語</u> を必要とする <u>者</u> 」という。） <u>及び手話言語</u> を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を <u>促進</u> し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	文言の整理	
	<広島県要約筆記サークル連絡会> <u>分かりやすい文章に修正</u>	この条例は、・・・認識の下、に続く 2 行に 手話を必要とする が 2 回出てくるので、文章に重複があるのでは？ 一文の長さが 145 字もあって、理解しにくいです。	
○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 言語としての手話の認識の普及 ・ 手話の習得の機会の確保			
2 基本理念 ○ 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進する。	<広島県ろうあ連盟> ○ 「県は、ろう者が手話言語による意思疎通ができる環境を保障する」を一番上に加える。	手話を自由に使える環境整備も手話言語条例の重要な内容だと考えます。	手話による意思疎通については、他の意思疎通手段と同様に情報コミュニケーション条例（仮称）で整理したい。 また、手話が使用できる環境整備に関しては、下記の「手話の習得及び使用に係る機会の確保」と重複するため、現行どおりとしたい。
	<広島県ろうあ連盟>	ろう教育の中で手話が禁止されても、手話は消滅しませんでした。ろう者が受け継いできた言語なの	御意見を踏まえて、次のようにしたい。 ○ 手話 <u>言語</u> に対する理解の促進及び手

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
	○ 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり <u>ろう者の間で</u> 受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の <u>使用習得</u> 及び <u>習得使用</u> に係る機会の確保が図られるよう推進する。	で、「ろう者の間で」は必要です。「1. ろう者が自由に手話を使用する権利」、「2. 県民が手話を習得していく」の2つに分け、まずろう者の手話を使う（使用）ことに言及すべきではないでしょうか。	話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり <u>ろう者の間で</u> 受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の <u>使用</u> 及び <u>習得</u> に係る機会の確保が図られるよう推進する。
3 言語としての手話の認識 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。	<広島県ろうあ連盟> （3つ目に追加する。） <u>○ 県は、広島県の手話言語の保存伝承を支援する。</u>	音声言語と同様に手話も時代に合わせて変化します。広島県の先輩ろう者が使った手話は、魅力的であり、大切であり、保存伝承する必要があります。既に関係団体は取組を始めているので、県にも支援してほしいと思います。	御意見を踏まえて、県の施策として追加したい。 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 <u>○ 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるよう努める。</u> ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。
4 手話の習得の機会の確保 ○ 県は、市町、支援団体等と協力して、手話を必要とする障害者等が乳幼児期からその家族と共に手話を習得することのできる機会の確保に努める。	<事務局案> ○ 県は、市町、 <u>障害者及び関係</u> 団体等と協力して、手話 <u>言語</u> を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保に努める。	協力して習得の機会を行う者を、県、市町、障害者、関係団体等としたい。	事務局案のとおり、修正したい。
○ 支援団体等は、手話の習得の機会の確保のために、必要な協力を行うよう努める。	<事務局案> ○ 支援団体等は、手話 <u>を</u> 習得 <u>できる</u> 機会の確保 <u>を図る</u> ために、必要な協力を行うよう努める。	文言の整理	事務局案のとおり、修正したい。
（項目の追加）	<広島県ろうあ連盟> （3つ目に追加する。） <u>○ 県民が手話を学ぶ機会を広める</u>	手話のすそ野が広がることは、ろう者が手話を使える場面が増えることに繋がります。それは条例の趣旨に沿っています。	県民が手話を学ぶ機会については、他の意思疎通手段と同様に情報コミュニケーション条例（仮称）で整理したい。
5 学校による手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話を必要とする障害者等が在学する学校による教育活動において、手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。	<広島難病団体連絡協議会> 「技術的な助言」の後に「 <u>必要な人材の確保</u> 」を明記したほうがよいと思います。	「日本手話」での教育を行う札幌聾学校が「日本手話」ができる教師が定年になったが、その後教師の不補充により、小学部の児童の学びに支障が出たことに対し、憲法が保障する「教育を受ける権利」を侵害するとして、北海道を訴えた札幌聾学校「日本手話」訴訟で、札幌地裁は原告の訴えを棄却しました。 判決は、「日本手話で授業を受ける権利が憲法上保証されたものとは言えない。日本手話以外の表現方法でも、教師と児童が一定のコミュニケーションをとることは可能」としています。この判決は、事	御意見を踏まえて、次のようにしたい。 ○ 県は、手話 <u>言語</u> を必要とする者が在学する学校による教育活動において、手話を習得できる機会の確保を図るため、学校に対 <u>する</u> 情報の提供、技術的な助言、 <u>必要な人材の確保</u> その他の必要な支援を行う。

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
		実認識も誤った、偏見に満ちたものです。この判決が言わんとすることは、「日本手話ができる教師を確保するのは大変だ。学校は努力した」「日本語対応手話でいい。日本手話の教育を求めるはぜいたくだ。障害児側が努力しろ」というのが本音でしょう。「障害者差別解消法」が施行されているもとで、法の趣旨すらわかっていない判決です。 そもそも、日本手話ができる教師を確保するのが大変な大元の原因をつくったのは、かつての手話禁止の施策のもと、ろう者の教師を聾学校から追い出したからです。手話が解禁になった以降、この国では日本手話ができる教師をどれくらい養成したのでしょうか。判決では、以前の国家政策への言及も、現在の教育現場の現状と問題点や課題について、まったく理解していません。差別的判決でしょうが、これを悪利用するところがないと言い切れません。杞憂に終わってほしいのですが。 でも、人材が不足している現状にあるのは事実です。教育委員会や学校現場が人材確保・育成に力を注ぐことは、現実にはできません。行政当局（首長部局）が、人材確保・育成に積極的に踏み込んでいかなければ、「手話言語条例」は絵にかいた餅になってしまいかねません。県のすることとして、育成も含みたいところですが、最低限「必要な人材の確保」を明記すべきだと思います。	
6 事業者による手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話を必要とする障害者等が勤務、または勤務を予定する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。	<事務局案> ○ 県は、手話<u>言語</u>を必要とする者が勤務、<u>又は</u>勤務を予定する事業者<u>に対し</u>、手話を習得できる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。	文言の整理	事務局案のとおり、修正したい。
（追加項目）	<広島県ろうあ連盟> <u>○ 協議会の設置</u> <u>前条に規定する計画の策定及び変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、広島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> <u>2 協議会の委員は 15 人以内で組織する。</u>	具体的に条例を推進し、また条例制定後に新たな課題が生じた場合に対処できる場を明らかにしてください。	御指摘を踏まえて、次の項目を追加したい。 <u>（推進体制）</u> <u>○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力す</u>

素案（たたき台）	委員からの意見	理 由	県の対応方針（案）
	<u>3 委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。</u> <u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。</u> <u>5 委員は再任されることができる。</u> <u>6 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>		<u>ることができる推進体制を整備する。</u>
（追加項目）	＜広島県ろうあ連盟＞ <u>○ 財政上の措置</u> <u>県は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</u>	手話言語条例に定めた施策内容を進めるためには財政確保が必要です。	御意見を踏まえて、次の項目を追加したい。 <u>（財政上の措置）</u> <u>○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</u>
	＜広島県手話通訳問題研究会＞ 情報コミュニケーション条例と同様に、手話言語条例にも入れてほしい。	「第4条 手話の習得の機会の確保」、「第5条 学校による手話の習得の機会の確保」などを実現するためにも、財政上の措置について明言してほしい。	
【質問】	＜広島県ろうあ連盟＞ 1 用語の定義、統一 他県・市では（定義）の項目がありますが、広島県も考えておられますか？ 2 手話言語条例の条文が情報コミュニケーション条例に比べて少ないようです。その理由をお聞かせください。	＜事務局案＞ 1 定義について、例えば、「手話言語」について前文に記載しているなど、「言語としての手話の認識の普及」の目的のための説明が、前文や本文でもされているので、項目をあらたに追加する必要はないと考えています。 2 手話言語条例（仮称）は、言語としての手話の認識の普及と習得の機会の確保を目的としています。一方、情報コミュニケーション条例（仮称）は、手話を含む様々な意思疎通手段について、円滑な意思疎通や情報の取得利用を目的としており、その条文の中には手話も含まれているところです。	

広島県手話言語条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

修 正 後	修 正 前
広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話<u>言語</u>は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用<u>して視覚的に表現</u>する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 <u>我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。</u> 我が国<u>も</u>ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法<u>で進める訓示が文部大臣からなされて以来</u>、手話の使用が<u>禁止</u>され、<u>広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者に対する偏見や不当な扱いを受けた苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれており、手話言語</u>が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 <u>障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている。</u> そのため、私達は、手話<u>言語</u>が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。	広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話は、手の形、位置、動きをもとに表情も活用する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 障害者の権利に関する条約において、言語には手話が含まれることが明記され、また、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている。 しかし、わが国では、過去、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法が用いられ、手話の使用が制約されるなど、手話が言語として認められていなかった歴史があり、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。 そのため、私たちは、手話が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

修 正 後	修 正 前
1 目的 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話<u>言語</u>を必要とする障害児及び障害者（以下「手話<u>言語</u>を必要とする者」という。）及び手話<u>言語</u>を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を<u>促進</u>し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 言語としての手話の認識の普及 ・ 手話の習得の機会の確保 2 基本理念 ○ 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり<u>ろう者の間で</u>受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の<u>使用</u>及び<u>習得</u>に係る機会の確保が図られるよう推進する。 3 言語としての手話の認識 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 <u>○ 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるよう努める。</u> ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。 4 手話の習得の機会の確保 ○ 県は、市町、<u>障害者及び関係</u>団体等と協力して、手話<u>言語</u>を必	1 目的 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする障害児及び障害者（以下「手話を必要とする障害者等」という。）のほか、手話を必要とする障害者等と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 言語としての手話の認識の普及 ・ 手話の習得の機会の確保 2 基本理念 ○ 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進する。 3 言語としての手話の認識 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。 4 手話の習得の機会の確保 ○ 県は、市町、支援団体等と協力して、手話を必要とする障害者

修 正 後	修 正 前
要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保に努める。 ○ 支援団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 5 学校に<u>対する</u>手話の習得の機会の確保<u>への支援</u> ○ 県は、手話<u>言語</u>を必要とする者が在学する学校による教育活動において、手話を習得できる機会の確保を図るため、学校に<u>対する</u>情報の提供、技術的な助言、<u>必要な人材の確保</u>その他の必要な支援を行う。 6 事業者<u>に対する</u>手話の習得の機会の確保<u>への支援</u> ○ 県は、手話<u>言語</u>を必要とする者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 <u>7 推進体制</u> ○ <u>県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。</u> <u>8 財政上の措置</u> ○ <u>県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</u>	等が乳幼児期からその家族と共に手話を習得することのできる機会の確保に努める。 ○ 支援団体等は、手話の習得の機会の確保のために、必要な協力を行うよう努める。 5 学校による手話の習得の機会の確保 ○ 県は、手話を必要とする障害者等が在学する学校による教育活動において、手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 6 事業者による手話の習得の機会の確保 ○ 県は、手話を必要とする障害者等が勤務、または勤務を予定する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 (項目の追加) (項目の追加)

市町名	Ｑ１ 手話言語条例の制定状況（情報コミュニケーション条例との一体型含む）	Ｑ２ 情報コミュニケーション条例の制定状況（手話言語条例との一体型含む）	Ｑ３ 県で条例を制定することについての意見（自由記載）	Ｑ４ 県で制定する条例内に盛り込んで欲しい内容（自由記載）	Ｑ５ 「手話が言語であること」の理解促進・普及に向けた事業の実施有無	Ｑ５－１ 「有」の場合、具体的な実施内容（主だった事業について、自由記載）	Ｑ６ 障害者の意思疎通支援や、その理解促進・普及に向けた事業の実施有無	Ｑ６－１ 「有」の場合、具体的な実施内容（主だった事業について、自由記載）	Ｑ７ 上記の事業を実施する中での課題（自由記載）	Ｑ８ ７で回答いただいた課題を解消するために、必要と思う取組（自由記載）
広島市	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（１） 有	・手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業 要約筆記者養成事業、要約筆記者・奉仕員派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成事業（広島県と共催） ・失語症者向け意思疎通支援者派遣及び養成事業（広島県と共催）	意思疎通支援者の成り手不足	他市町村との連携や周知・啓発活動
呉市	（１） 制定済	（１） 制定済			（１） 有	手話奉仕員養成研修事業やミニ手話講座実施事業を行っている。また、地域や学校で行う講座の中で話をしている。	（１） 有	手話通訳者設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、各奉仕員（手話・点訳・朗読・要約筆記）養成事業を行っている。	手話奉仕員養成講座の受講を終えた者が、学んだことを活かす場がない。	地域のイベントにおいて、ボランティアとして活動してもらうこと検討している。
竹原市	（２） 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（１） 有	・手話奉仕員派遣 ・要約筆記奉仕員派遣		
三原市	（１） 制定済	（２） 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）			（１） 有	・点訳等奉仕員養成事業…養成研修の実施 ・手話通訳者等派遣事業…手話通訳者、要約筆記者の派遣 ・手話通訳者配置事業…社会福祉協議会に手話通訳者を配置	（１） 有	・点訳等奉仕員養成事業…養成研修の実施 ・手話通訳者等派遣事業…手話通訳者、要約筆記者の派遣 ・手話通訳者配置事業…社会福祉協議会に手話通訳者を配置 ・出前講座などの実施		
尾道市	（１） 制定済	（１） 制定済	令和６年２月26日の県議会一般質問において、条例制定についての知事のご回答にありますように県の条例制定は必要であると思います。		（２） 無		（２） 無			
福山市	（１） 制定済	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（１） 有	・出前講座の実施 ・広報・HPによる手話の普及 ・YouTubeに手話動画の掲載	（１） 有	・手話通訳者・要約筆記者の派遣		
府中市	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（１） 有	・府中市手話通訳者派遣事業 ・府中市手話奉仕員養成事業 ・障害者週間関連事業	・手話通訳者の不足 ・手話ボランティア養成講座参加者の低迷	手話ボランティア講座のSNSでの周知など手話通訳者を増やす地道な取り組み
三次市	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（１） 有			
庄原市	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（１） 有	①手話入門講座業務委託（講座方式、2講座（1講座当たり10回）開催） ②要約筆記啓発業務委託（講座方式、年間を通して50時間、開催） ③視覚障害者情報提供業務委託（毎月、市の広報誌等をCD等に録音し対象者へ送付）	①の手話入門講座の実施者の高齢化等により講座の継続に課題あり。 ③の業務の対象者の高齢化等により利用者が減少している。	①の講座の実施者から次の実施候補者へ依頼をする。 ③の業務の実施者（団体）から広報を行う。
大竹市	（２） 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）	（３） 未制定（制定に向けての検討なし）			（２） 無		（２） 無			
東広島市	（１） 制定済	（１） 制定済	コミュニケーションの困難さは、障がいのある人たちの中にあるのではない。それは障がいのない人たちの理解や実践によって、軽減されていくものである。 それを理解することに貢献する条例が制定され、その理念が県民に浸透することで、障がいのある人たちが、いつでもどこでも誰とでもコミュニケーションが取れる広島県となることを期待する。 条例の理念を理念に終わらせないようにするために、具体的にどのように展開していくかも常に協議していく必要がある。	・手話言語に関する調査・研究に関する事項 ・事業者による手話の習得の機会の確保 手話が必要とする障がいのある人が勤務する・勤務を予定する事業者だけではなく、医療機関や店舗など、手話が必要とする障がいのある人が利用することが想定される事業者への手話習得の機会の確保を入れる必要があるのではないか。	（１） 有	・ろう乳幼児手話獲得支援事業 難聴児の保護者の9割は聴者である。そのために手話を習得させたいと考えてもそのような場がない。難聴児（幼児・児童）と身近にいる保護者が手話でコミュニケーションを取れるように、東広島ろうあ協会、難聴児を持つ親の会が協議しながら手話教室を行っている。この事業は言語習得・獲得にとどまらず、アイデンティティを育てることににも貢献すると考える。またこの事業を先駆的にを行っているNPO法人こめっこ（大阪府）と連携をとりながら行っている。 ・出前講座 医療機関、社会福祉法人、学校関係、自治会などからの依頼を受け、周知に取り組んでいる。	（１） 有	・手話は言語であること とは何か 大多数の聴者は、手話は日本語と同じであり、ろう者は、日本語でコミュニケーションを取れると思っている。そのような状況において、何のために「手話は言語である」ことを周知するのか、何をどのように説明したら、「手話は言語であること」を理解していただけるのか。どのようなことを説明する必要があるのか、などについて関係者で共有する必要がある。 ・ろう乳幼児手話獲得支援事業 参加者が固定していることが課題である。ろう乳幼児手話教室に参加しているお子さんのほとんどが、人口内耳の挿用している。彼らは環境が整った状態では、音声日本語コミュニケーションをとることができる。そのような状況において、難聴児が手話を習得することの意義、有用性を難聴児の保護者や教育者に、理解していただく必要がある。神戸大学河崎教授によると、手話を第二言語として習得することは、第一言語の日本語の獲得に有用であると述べている。手話を習得することの意義について、支援者がまず理解をすることが必要である。 ・出前講座の利用を拡大していく必要がある。 ・聴覚障害以外の障がいのある人とのコミュニケーションや意思疎通支援について、関係者・関係団体と協議しながら、障がいの者コミュニケーションの課題を抽出し、解決に向けて取り組む必要がある。	自立支援協議会「聴覚障がいの者の課題を検討する部会」で、課題を集約し、解決のために協議を行っている。今後も継続して課題解決のために取り組む。	

市町名	Q 1 手話言語条例の制定状況（情報コミュニケーション条例との一体型含む）	Q 2 情報コミュニケーション条例の制定状況（手話言語条例との一体型含む）	Q 3 県で条例を制定することについての意見（自由記載）	Q 4 県で制定する条例内に盛り込んで欲しい内容（自由記載）	Q 5 「手話が言語であること」の理解促進・普及に向けた事業の実施有無	Q 5－1 「有」の場合、具体的な実施内容（主だった事業について、自由記載）	Q 6 障害者の意思疎通支援や、その理解促進・普及に向けた事業の実施有無	Q 6－1 「有」の場合、具体的な実施内容（主だった事業について、自由記載）	Q 7 上記の事業を実施する中での課題（自由記載）	Q 8 7で回答いただいた課題を解消するために、必要と思う取組（自由記載）
廿日市市	(1) 制定済	(1) 制定済			(1) 有	・市内の小中学校において、希望があれば「手話が言語であること」について、聴覚障がいのある人等を講師とする研修会を実施している。 ・毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」のうち、土曜日にショッピングモールにて啓発イベントを開催し、その中の一つに手話体験等のコーナーを設置している。	(1) 有	・社会福祉協議会やろうあ協会に対し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音訳奉仕員などの養成事業を委託している。 ・併せて、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の派遣事業も委託している。		
安芸高田市	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(2) 無		(1) 有	・手話奉仕員養成講座の開催 ・要約筆記の啓発や奉仕員の活動周知など ・コミュニケーション支援員派遣（要約筆記、手話通訳） ・市役所内に手話通訳者設置		
江田島市	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	意見無し	特になし	(1) 有	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修「手話奉仕員養成事業」を実施している。	(1) 有	聴覚障害者等がコミュニケーションを図る必要があり、手話通訳を必要とすると認める場合は、手話通訳者を派遣する「手話通訳派遣事業」を実施している。	この事業が必要とされる本人たちが、実際にその存在や利用方法を十分に認識しているかどうかについては不明であり、事業の周知不足が課題として挙げられる。	SNSや市のホームページでわかりやすく案内する。
府中町	(2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）	(2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）		・町で行う手話通訳者派遣事業では、派遣先が通訳者を用意してほしい事例や、電話窓口のみで電話リレー通訳やFAX対応しない事業所が多くあるので、努力義務でも事業者の責務を明示してほしい。 ・言語条例で手話習得の対象を障害者やその関係者のみに制限せず一般に広げる方が条例の趣旨にあっていると思います。	(2) 無					
海田町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(1) 有	窓口での手話対応の職員研修	(1) 有	手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、遠隔手話通訳		
熊野町	(1) 制定済	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(1) 有	職員研修として「手話言語条例説明及び手話講座」を実施。 町広報誌に毎月手話を掲載。（令和7年4月号で終了） 令和7年4月より、町内手話サークル「友」の協力のもと、手話動画を作成し、町公式YouTubeに投稿。	(2) 無			
坂町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	特になし	特になし	(2) 無		(1) 有	・手話通訳者派遣事業 ・手話奉仕員養成講座	手話奉仕員養成講座では受講者の確保が難しい。	広報活動の強化
安芸太田町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	特になし	特になし	(2) 無		(1) 有	毎年、町主催による人権フェスタ（講演会等）を開催し、手話通訳や要約筆記者の派遣を依頼している。	行事の重複による参加者の分散や人口減少により参加者が減少傾向であること。	様々なイベントを同一会場内で実施することにより、参加者の増加を図る。
北広島町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(2) 無		(1) 有	・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業		
大崎上島町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(2) 無					
世羅町	(2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）	(2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中）	県全体としての方向性が示されることで、今後の町の取組等を検討しやすくなる。		(2) 無		(1) 有	・コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣）、要約筆記者（奉仕員）派遣事業、手話奉仕員養成研修事業の実施。 ・軟骨伝導イヤホン、電子メモパッド、音声拡聴器の窓口設置。 ・町主催の講演会等での手話通訳、要約筆記の実施。 ・町策定の計画の音声読み上げデータをホームページ上で公開、通知への音声コード貼付（一部のみ）。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣事業については利用希望者が長年おられず、ニーズが不明。 ・手話奉仕員養成研修修了者のフォローアップ、活動の場の検討、手話通訳者養成研修へのつながり等。	・引き続き、町主催の講演会等での手話通訳、要約筆記の実施。 ・県との連携、市町間の情報交換、町内各課との協議・検討。
神石高原町	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）	(3) 未制定（制定に向けての検討なし）			(2) 無		(2) 無			
集計	(1) 制定済み 7 (2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中） 4 (3) 未制定（制定に向けての検討なし） 12	(1) 制定済み 4 (2) 未制定（制定の予定あり、または制定に向けて検討中） 3 (3) 未制定（制定に向けての検討なし） 16			(1) 有 8 (2) 無 15		(1) 有 17 (2) 無 4			